

株式会社みずほ銀行

みずほ納税準備預金規定

1. 預金の目的、預け入れ

この預金は、国税または地方税(以下「租税」といいます。)納付の準備のためのもので、取引店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れができます。

ただし、取引店以外での預け入れは、一部の店舗ではお取扱できない場合もあります。

2. 証券類の受け入れ

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取
り立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。
- (2)手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充
してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4)手形、小切手を受け入れるときは、複記の有無にかかわらず、所定の金額欄記載の金額
によって取り扱います。
- (5)証券類の取り立てのため特に費用を要する場合には、当行所定の方法により表示する代
金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. 振込金の受け入れ

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2)この預金口座への振り込みについて、振込通知または支払指図の発信金融機関から重複
発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4. 受入証券類の決済、不渡り

- (1)証券類は、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなけれ
ば、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。その払い戻しがで
きる予定の日は、通帳の当該入金記帳行に記載します。
- (2)受け入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。この場合は直ちにその通
知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引き落とし、
その証券類は取引店で返却します。
- (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類につい
て権利保全の手続をします。

5. 預金の払い戻し

- (1)この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合にかぎり払い戻しがで
きます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむをえないと認めたときは租税納付以
外の目的でも払い戻しができます。
- (2)この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により
記名押印(または署名)して、取引店のほか当行本支店に通帳とともに提出してくださ

い。ただし、取引店以外での払い戻しは、一部お取り扱いできない場合もあります。

(3)租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、直ちに租税納付の手続をします。ただし、取り扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

(4)この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. 利息

(1)この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、当行所定の方法により表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢の変化に応じて変更します。

(2)租税納付以外の目的でこの預金を払い戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき当行所定の方法により表示する普通預金利率によって計算します。

(3)この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. 納税貯蓄組合法による特例

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払い戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

(1)納税貯蓄組合預金は第5条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払い戻しができます。

(2)租税納付以外の目的でこの預金を払い戻した場合、その払い戻し日が属する利息計算期間中の利息は、第6条第2項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

8. 届出事項の変更・通帳の再発行等

(1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(2)通帳または印章を失った場合のこの預金の払い戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3)通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

- (4)預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

9. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. 取引の制限等

- (1)当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。
- (2)預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や

資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反したまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができます。

- ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
- ② 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引

(4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

13. 解約

この預金口座を解約する場合には、当行所定の請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに持参のうえ、当行本支店に申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、一部お取り扱いできない場合があります。

14. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。

るものとしします。

- (3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては、当行が負担するものとしします。
- (4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとしします。
- (5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

16. 準拠法令、合意管轄

- (1)この預金取引の契約準拠法は日本法としします。
- (2)この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所としします。

17. 規定の変更

- (1)この規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。

以 上

(2020 年 9 月 1 日現在)

反社会的勢力の排除に係る規定

第1条 反社会的勢力との取引拒絶

当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとしします。

第2条 取引の停止、口座の解約

次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとしします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他A～Dに準ずる行為

第3条

本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。

また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

以 上

休眠預金等活用法に係る規定

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用

関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

この規定は休眠預金等活用法の施行をもって適用するものとします。

この規定において、「各種預金」とは、休眠預金等活用法上の預金等のうち、みずほ銀行にて取扱う以下の預金をいい、その預金取引を「各種預金取引」といいます。

<各種預金>

普通預金、期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期預金、変動金利定期預金、据置型定期預金、貯蓄預金、当座勘定、通知預金および納税準備預金、別段預金

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、各種預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱う事由を当行ウェブサイトに掲示します。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) 各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由（当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過し

た場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

3.（総合口座取引に係る預金の最終異動日等）

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) 各種預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① 各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② 各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③ 各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ 各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、休眠預金等活用法の改正その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ウェブサイト掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上